

第1 当審議会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、保有個人情報の不存在を理由に行った保有個人情報非開示決定（平成30年11月8日付け教第280号）は、妥当である。

第2 本件処分の経過

1 開示請求

審査請求人は、平成30年11月1日付けで、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対して次を内容とする保有個人情報について開示請求を行った。

2001年3/26頃 呉羽高校の筈島紀代子氏が県教委教職員課の県立学校係加藤敏久氏に持参して直接手渡したと思われる「申言書」に対して、富山県教委が作成した決裁文書の全て（添付資料を含む）

2 処分及び審査請求

(1) 非開示決定

実施機関は、平成30年11月8日付けで、当該保有個人情報は不存在であることを理由として、条例第19条第2項の規定により、保有個人情報の非開示決定（教第280号）を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求

審査請求人は、本件非開示決定を不服として、平成31年2月8日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

(3) 審議会への諮問

実施機関は、条例第41条の規定により、令和元年6月14日付けで本件審査請求について審議会に諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、審査請求人に係る保有個人情報の全部開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び審議会での意見陳述において主張する審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求した公文書が不存在であるという決定に納得がいかない。これまでも不存在という決定が行われたが、これを鵜呑みにすることができない。公務員の世界は文書主義であり、

「申言書」が存在すればそれに対する決裁文書が当然存在する。そして押印している者がそれぞれの責任者であり、「申言書」を保管する責任者、決裁文書の起案者や決裁者などの責任者は当然存在しているはずである。

- (2) 開示請求した文書には、異常な差別待遇に陥った根拠が記載されているはずである。強制の異動や赴任先での嫌がらせやいじめがあった。「申言書」をもとにして、私への不利益な処分がなされたことを決定づけた文書の開示を求めている。

第4 実施機関の説明

- 1 審査請求人からは、平成26年8月26日付けで今回と同様の保有個人情報開示請求がされており、平成26年9月9日付けで「不存在のため非開示」の処分をしている。この非開示決定について異議申し立てがあり、富山県個人情報保護審議会から「非開示は妥当」との答申が出ている。
- 2 「申言書」は学校長が県教育委員会に持参のうえ、教職員課職員に直接手渡し、説明・報告するための資料として用いたものであり、決裁文書は存在しない。
- 3 審査請求人が何度主張しても、不存在なものは開示できないため、非開示決定となる。

第5 非開示決定に対する当審議会の判断

1 本件処分の妥当性

以前に、審査請求人は、今回と同様の保有個人情報開示請求に対する非開示処分に対し、処分を不服として異議申し立てを行った。これについて、当審議会は、平成28年2月23日付けで「当該保有個人情報を不存在として行った非開示決定は妥当である。」と答申しているところであり、これを変更すべき新たな根拠など特段の事情も見受けられないことから、本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は意見陳述において、申言書の内容が人事異動及び不利益な処分等に使用又は引用された文書についての開示を求めたが、審査請求人が作成した保有個人情報開示請求書及び審査請求書の記載内容からは、これらの文書を審査請求人の求める文書として特定することは甚だ困難である。

念のため、当審議会としては、審査請求人の意見陳述にあった人事異動及び不利益な処分等に係る文書についても確認したが、保存されている関係書類に申言書の内容が使用又は引用された文書は確認されなかった。

2 結論

以上の理由から、「第1 当審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の開催経過

本審議会の開催経過の概要は、別記2のとおりである。

別記1 審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和元年 6月14日	実施機関から諮問書を受理
令和元年 8月 1日 (第65回審議会)	諮問事案の概要説明
令和元年 9月 6日 (第66回審議会)	審議
令和元年10月10日 (第67回審議会)	審査請求人から意見を聴取 審議
令和元年11月12日 (第68回審議会)	審議
令和元年11月29日 (第69回審議会)	審議
令和元年12月13日 (第70回審議会)	審議
令和2年 1月 9日	答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
澤 田 稚佳子	元高岡市福祉保健部理事	
飛 田 久 子	富山県婦人会理事	
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長

※大石委員は、本件の審議には参加していない。